

## 区民住宅使用料(家賃)一覧

区民住宅の家賃は住宅使用料といいます。この住宅使用料は住宅ごと部屋タイプごとに区条例で定めている額(契約家賃)になります。ただし、この住宅使用料の額には減額制度があり、その減額制度を利用した後の住宅使用料を使用者負担額といいます。

住宅使用料の減額制度は、国の補助金を利用して入居者の使用料負担の軽減を図るものです。

減額を受けるためには、入居後に減額申請を毎年提出いただき、その際に算出される所得基準額により減額後の使用者負担額が決定されます。

所得基準額を超える場合の使用者負担額は、前述の契約家賃の額となります。

なお、減額制度には終了期限があります。また、所得の額などにより、減額を受けられない場合もあります。この制度終了後は、原則として契約家賃の額が使用者負担額となります。また、その間に使用者負担額は毎年3.5%ずつ値上げしていきます。

以下の各住宅の使用者負担額は、令和3年12月から令和4年11月までのものです。

所得基準額はおおむね次の式で求められます。

所得基準額 = (家族の年間所得金額の合計 - 38万円 × 扶養親族人数) ÷ 12月

東が丘一丁目住宅	部屋タイプ
減額制度終了年月 平成27年1月	A
契約家賃(区条例で定めた本来の使用料の額)	175,000